

050IP電話対応機器の取扱いに関する規約

NTTコミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、050IP電話対応機器（以下「本機器」といいます。）の取扱いに関する規約を定め、本規約を遵守することを条件として、本機器に関する契約（以下「本契約」といいます。）を締結していただいた契約者（以下「契約者」といいます。）に対し、本機器をIP通信網サービス契約約款に定める第1種ドットフォン契約の一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の付属品として提供します。

なお、本規約に定めのない事項は、IP通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。

第1条 （用語の定義）

用語	用語の意味
第1種ドットフォン契約	当社のIP通信網サービス契約約款に基づき締結された第1種ドットフォンサービスの提供を受けるための契約
一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の契約	当社のIP通信網サービス契約約款に基づき締結された第1種ドットフォンサービスにおける一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の提供を受けるための契約
第2種契約	当社のIP通信網サービス契約約款に基づき締結された第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約

第2条 （提供地域および提供範囲）

提供地域は、日本国内とします。

2 契約者は、理由の如何を問わず、本機器を日本国外にて提供を受けることはできません。

第3条 （提供条件）

本機器は、IP通信網サービス契約約款に定める第1種ドットフォン契約の一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の契約者（その第1種ドットフォン契約に係る第2種契約がタイプ3のコース1の場合に限ります。）のみを対象として提供します。

2 当社は、1の第1種ドットフォン契約の一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の契約に対して、1の本契約を締結します。

第4条 削除

第5条 削除

第6条 削除

第7条 (本機器)

当社は1の本契約につき1の本機器を提供します。

第8条 (本機器の納入および引渡し等)

当社は、本機器を、当社の費用と責任で当社が指定する者（以下「当社指定業者」といいます。）によってお客様の指定する場所に送付するものとします。

2 契約者が本機器を受領したことにより引渡しが完了されたものとします。

3 第2項の本機器の引渡しが完了された時点で、本機器の所有権は契約者に移るものとします。

但し、本機器とともに供給されるソフトウェアに関しては、使用权のみの許諾がされるものとし、所有権及び著作権は、製造元メーカーが保有するものとします。

第9条 (本機器のソフトウェアの自動更新)

ソフトウェアの自動更新に関する次の各号についてあらかじめ承諾していただきます。

(1) 第1種ドットフォンサービスの継続的な提供やサービス品質の維持等を目的に、製造元メーカーよりネットワークを介して本機器のソフトウェアの自動更新を行うことがあります。

(2) 自動更新中は一時的にインターネットサービスや第1種ドットフォンサービス等が利用できないことがあります。

第10条 (保証)

故障等による本機器の修理、交換については、民法（明治29年法律第89号）第551条（贈与者の担保責任）の規定によるほか、製造元メーカーの保証規定のとおりとし、当社はその責を負わないものとします。保証内容は本機器に付属するメーカー保証書のとおりとなります。

第11条 (非保証)

本機器は、第1種ドットフォンサービスでの利用を前提とするものであり、他社が提供するIP電話サービスでは利用できません。

第12条 (禁止行為)

契約者は次の各号の行為を行ってはならないものとします。

(1) 本機器を転貸又は売却して第三者に利用させること

(2) 本機器に添付されているプログラムの全部または一部の解析、改造、複製、改変、第三者への売却、譲渡、その他プログラムに関する著作権等を侵害する行為

第 13 条 （責任の範囲）

当社は、本機器の利用および故障に起因して契約者又は第三者に生じた損害について、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

2 当社は、第 1 種ドットフォンの設定に必要な情報の全部または一部を予め本機器に登録し提供する場合がありますが、設定された情報に起因して契約者又は第三者に生じた損害について、責任を負わないものとします。

3 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第 14 条 （権利義務の譲渡等）

契約者は、本契約上の権利もしくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡もしくは貸与し又は担保に供してはならないものとします。但し、本契約に係る第 1 種ドットフォン契約の譲渡があった場合は、譲渡に限りそれを認めるものとします。その場合、本契約に基づく権利の譲渡の取り扱いについては、I P 通信網サービス契約約款に定める第 2 種契約の場合に準ずるものとします。

第 15 条 （料金等）

本機器の代金は無料とします。

第 16 条 （本機器の返却等）

第 1 種ドットフォン契約の一定額を上限としたダイヤルアウト通信料の月極割引の申し込みのキャンセル等により、本機器を返却したい旨お客様から申出があった場合、当社は本機器が未使用の状態の場合に限り、返却の申出を承諾します。

第 17 条 （本規約の内容の変更）

当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、変更後の規約の内容及び効力発生時期を、当社の Web サイト (<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>) 上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 変更後の規約の効力発生後、契約者が特段の申出なく第 1 種ドットフォンサービスを利用し、又は利用料金を支払ったとき、その他契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、契約者がかかる変更に同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

附則

平成 19 年 7 月 17 日 制定 （平成 19 年 7 月 12 日 NI 第 700507 号）

平成 21 年 7 月 1 日 改訂 （平成 21 年 6 月 8 日 NI 第 900352 号）

平成 21 年 10 月 1 日 改訂 (平成 21 年 9 月 17 日 NOS 第 900571 号)

平成 27 年 9 月 1 日 改訂 (平成 27 年 8 月 25 日 VV サ第 00002954 号)

1 この改正規定は、平成 27 年 10 月 1 日から実施します。この場合において、平成 27 年 9 月 30 日までに本契約の契約申込があった場合であって、当社がその契約申込を承諾したときは、その契約申込の日に本契約が成立したものとみなして取り扱います。

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則 (令和 2 年 2 月 14 日 VV サ第 00603943 号)

この改正規定は、令和 2 年 3 月 2 日から実施します。